

### 3章. (応用編) 防災都市づくりを考えよう

今後の安全・安心まちづくりの政策展開の基本的考え方の一つである「リスク情報の活用と連携によるまちづくり」の推進に向け、2章では、防災まちづくりの推進方策について、先進事例を交えながら紹介する。

#### (1) 防災まちづくり情報マップを用いて、防災上の課題や施策について検討しよう

##### ① 都市に関する情報の収集整理

1章では、災害リスクがどこにあるかが分かるように、災害リスク情報と住宅地図等の情報を重ね合わせた防災まちづくり情報マップを紹介したが、さらに防災都市づくりを検討していくためには、様々な都市に関する情報と重ね合わせ、都市レベル、地区レベルの施策の検証等に活用することが有効である。

ここでは、都市に関する情報として、都市部局内で保有、利用可能な情報である都市計画基礎調査の項目を示す。これらの情報については、都市部局としても利活用の自由度の高い情報であり、データの所在を確認しておく必要がある。

また、都市計画基礎調査における図面等の作成にあたっては、都市レベルの範囲となるため、10,000分の1から25,000分の1といった小さな縮尺での作図が多く、建物の構造・階数等は2,500分の1といった地区・街区レベルで作図される。

また、表に示す項目以外にも、各都道府県・市区町村で適宜調査項目が追加されており、図面等のデータについてもGIS等で整理されている。なお、GISで整備されているものについては、可能な範囲でGISデータとして入手しておき、公表段階においてもGISの形式で提供できるようにしておくことが望ましい。

表 都市計画基礎調査における調査項目

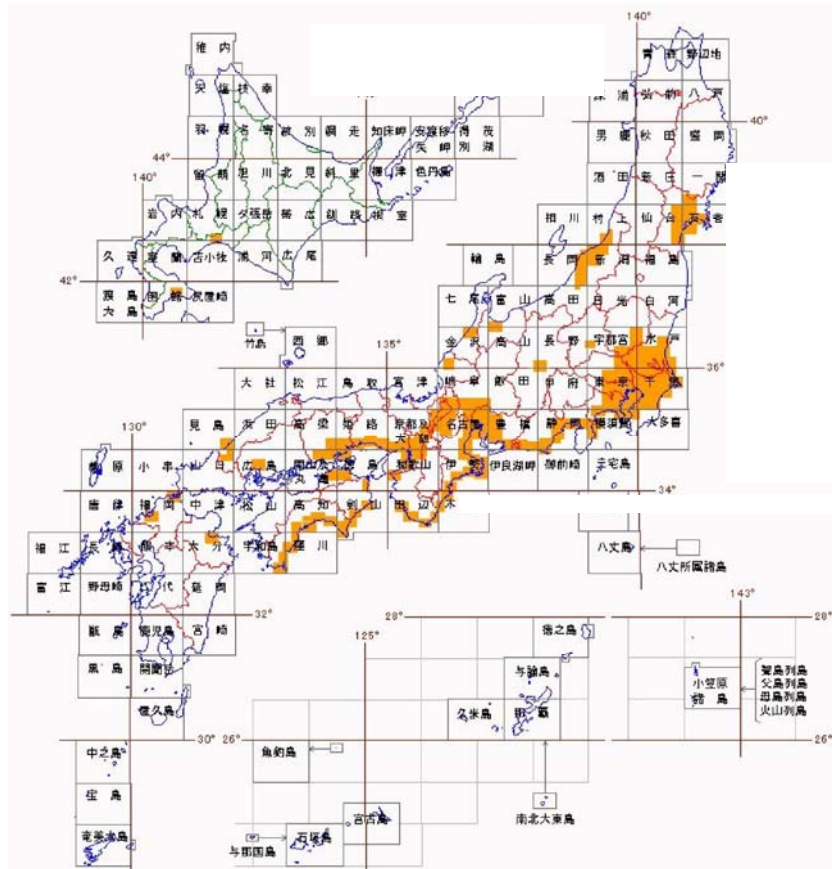
調査項目		作成の有無		
		調書	図面	縮尺
1 人口	1) 人口規模			
	(1) 人口総数及び増加数	○	—	
	(2) 人口増減の内訳	○	—	
	(3) 人口の将来見通し	○	—	
	2) 人口分布			
	(1) 市街地区別人口	○	—	
	(2) 地区別人口	○	—	
	(3) 地区別人口密度現況	—	○	25,000
	(4) 地区別人口密度増減	—	○	25,000
	3) 人口構成			
	(1) 年齢・性別人口	○	グラフ	
	(2) 産業大分類別人口	○	—	
	(3) 職業第分類別人口	○	—	
	(4) 流出・流入別人口	○	○	適当なスケール
2 産業	(1) 産業大分類別事業所数及び従業者数	○	—	
	(2) 産業中分類別工業出荷額	○	—	
	(3) 産業中分類別商業販売額	○	—	
3 住宅	(1) 地区別住宅の所有関係別世帯数	○	—	
	(2) 地区別持家率	—	○	25,000
	(3) 地区別普通世帯の豊数	○	—	
	(4) 地区別普通世帯の一人当たり豊数	—	○	25,000
	(5) 住宅状況の市町村単位でのマクロな把握	—	グラフ	
4 土地利用・土地利用条件	1) 地形条件			
	(1) 地形及び水系	—	○	10,000
	2) 土地利用			
	(1) 土地利用状況	—	○	10,000
	(2) 土地利用別面積	○	—	
	(3) 市街地の進展状況	○	○	10,000
	(4) 国公有地現況	○	○	10,000
	(5) 非可住地現況	○	○	10,000
	3) 宅地開発等の状況			

調査項目		作成の有無		
		調書	図面	縮尺
	(1) 宅地開発等の状況	○	○	25,000
	(2) 面整備実績	○	—	
	(3) 農地転用状況	○	—	
	(4) 市街化調整区域内開発	○	○	10,000
	(5) 宅地開発区域内の市街地形成	○	—	
	4) 農林漁業に関する土地利用			
	(1) 農地・山林現況	○	○	10,000
	(2) 農林漁業関係施策	○	○	10,000
	5) 災害及び公害			
	(1) 既往水害の分布	○	○	10,000
	(2) 既往火災の分布	○	○	10,000
	(3) 公害現況	○	○	10,000
	6) 法適用状況			
	(1) 法適用現況	○	○	25,000
	(2) 再開発・高度利用	—	○	10,000
	(3) 条例・協定等	○	○	10,000
	(4) 地区計画等	○	○	10,000
5 建物	1) 建物用途別現況			
	(1) 建物用途別現況	—	○	2,500
	(2) 建物特定用途の分布状況	—	○	10,000
	2) 建物新築状況			
	(1) 地区別新築状況	○	○	10,000
	3) 中心市街地の建物現況			
	(1) 建物構造別、階数別現況	○	○	2,500
	(2) 地区別建ぺい率現況	○	○	25,000
	(3) 地区別容積率現況	○	○	25,000
	(4) 地区別用途別の建物述べ床面積現況	○	—	
	(5) 建物年齢別現況	○	—	10,000
	(6) 建物1階部分の用途別現況	○	—	2,500
6 歴史	1) 都市形成の沿革			
	(1) 市街地の形成	—	○	10,000
	(2) 都市計画及び都市開発年表	○	—	
	2) 景観・文化財等の分布			
	(1) 良好景観要素の分布	—	○	10,000
	(2) 文化財等の分布	○	○	10,000
7 都市の緑	1) 土地の自然的環境			
	(1) 気象調査	○	—	
	(2) 地質土壌調査	—	○	10,000
	(3) 植生調査	○	○	10,000
	(4) 動植物調査	—	○	10,000
	(5) 緑地調査	○	○	10,000
	2) レクリエーション施設	—	○	10,000
8 地価	(1) 地価分布	—	○	25,000
	(2) 地価の変動	○	—	
9 施設	(1) 都市施設の整備状況	○	○	25,000
	(2) 道路網	—	○	10,000
	(3) 下水道網	—	○	10,000
	(4) 上水道の整備状況	—	○	25,000
10 交通	1) 自動車交通			
	(1) ゾーン間自動車交通量	—	図	適当なスケール
	(2) 主要道路断面交通量	—	図	適当なスケール
	2) 交通施設の利用状況			
	(1) 主要駅乗降人数	○	—	
	(2) バス交通	—	○	10,000

出典：都市計画基礎調査実施要綱（旧建設省都市局都市計画課・昭和62年1月）

## コラム 国土交通省国土地理院の数値地図情報を活用する

国土交通省国土地理院では、以下の地域において、災害リスク情報として活用できる「土地条件図」や「活断層分布図」の数値地図情報を公表している。また、自治体担当者のための防災地理情報利活用マニュアル（案）も作成している。



### 土地条件図の整備状況

国土交通省国土地理院の以下のホームページで数値地図や手引き、また、国土地理院では基盤地図情報（5mメッシュ標高点のデータや、全国の都市計画区域を対象とした縮尺レベル2500の地図データ）を整備しており、これらのデータも背景図として利用（ダウンロード）できる。

土地条件図

[http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/lc\\_index.html](http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/lc_index.html)

活断層図

<http://www1.gsi.go.jp/geowww/bousai/menu.html>

自治体担当者のための防災地理情報利活用マニュアル

<http://disapotal.gsi.go.jp/totijouken/manual.pdf>

基盤地図

<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>



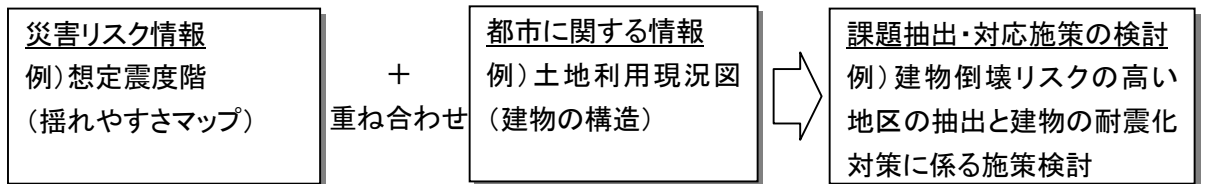
自治体担当者のための防災地理情報利活用マニュアル（案）

## ② 重ね合わせの基本的なパターン

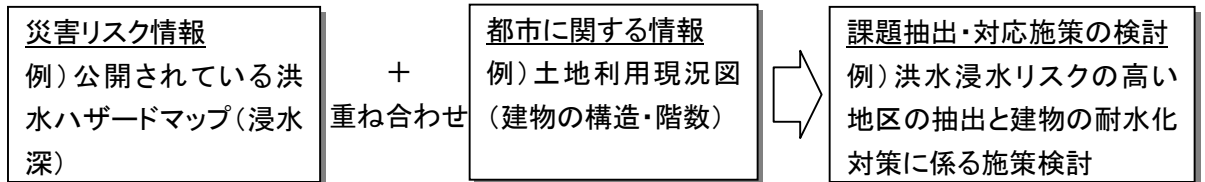
ここでは、災害リスクに対応する施策の検討を行うための基本的な重ね合わせのパターン3例を示す。まずは基本的なパターンの防災まちづくり情報マップにより検討を行い、慣れてきたら、これらのパターン以外の重ね合わせを独自に検討していくことが考えられる。

なお、重ね合わせる災害リスク情報等についても、もともと都市部局で保有している災害リスク情報だけでなく、地域住民等が保有する災害リスク情報（第4章参照）や関係部局が保有する災害リスク情報（第5章参照）も収集し重ね合わせることも考えられる。

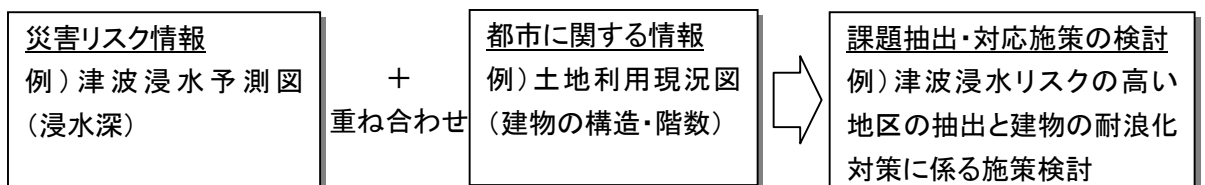
### 1) 建物倒壊リスクの高い地区の抽出と建物の耐震化対策に係る施策検討



### 2) 洪水浸水リスクの高い地区の抽出と建物の耐水化対策の検討



### 3) 津波浸水リスクの高い地区の抽出と建物の耐浪化対策に係る施策検討

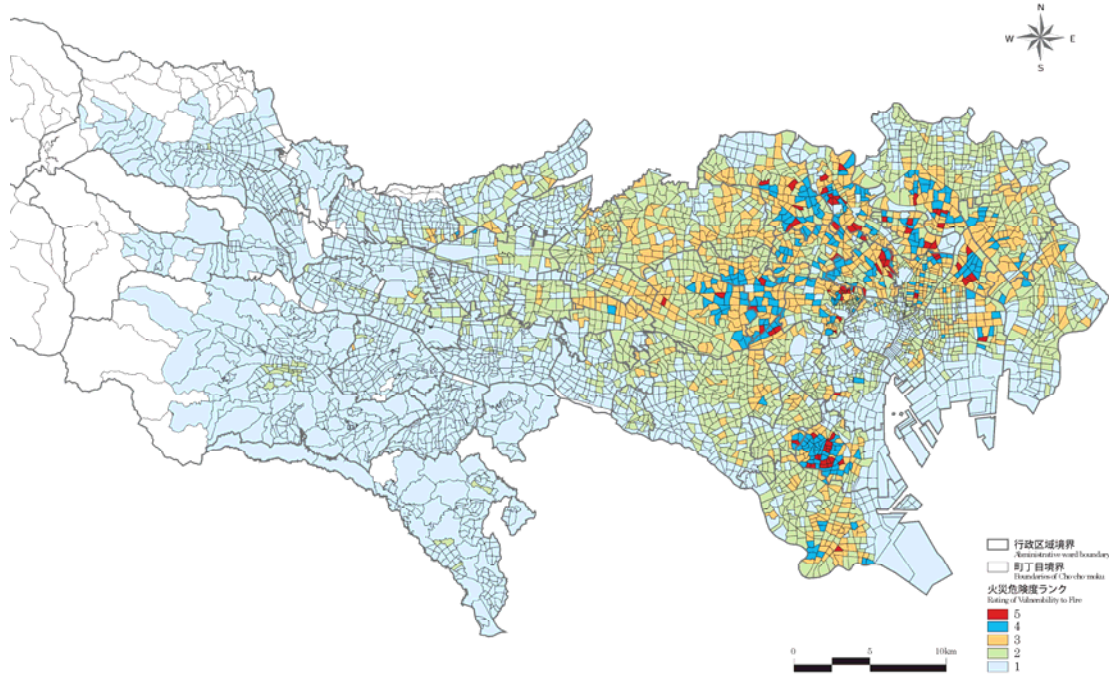


<参考事例>

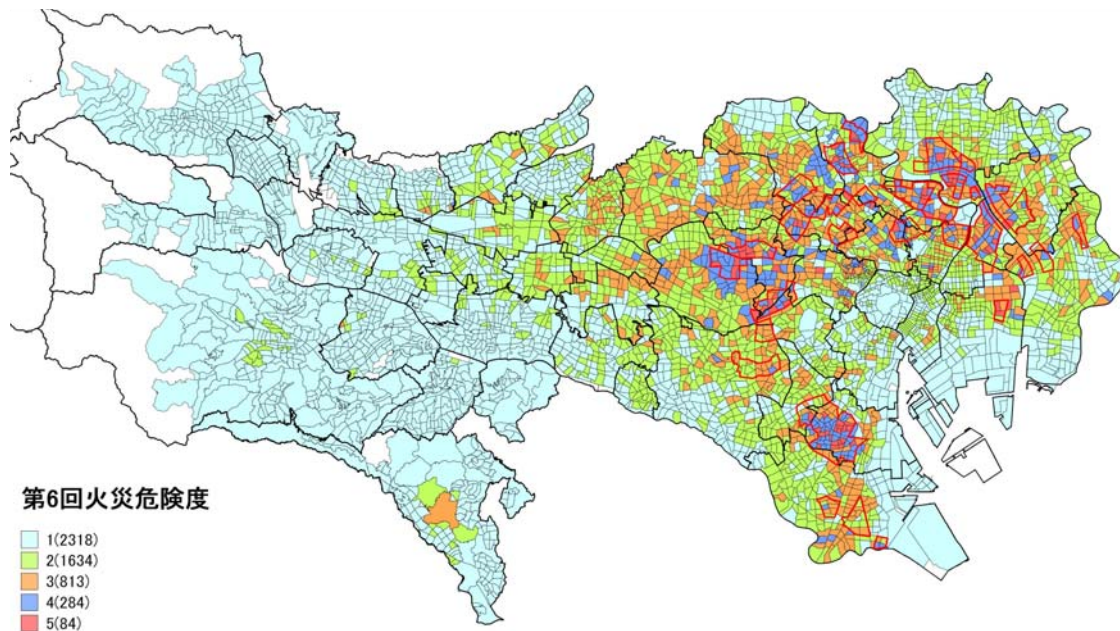
→6章(1-15、16)  
(2-14~17、19~20)  
(3-12)  
(4-1)

### ③ 都市レベルの施策の検証

都市レベルの施策については、既往の防災都市づくりに関する計画上の各地域の位置づけについて、全市的な施設整備に関する現況・計画等と当該施設の整備前後における統計データ等比較するなどにより、施策実施による効果検証を行うことができる。効果検証の際に、重ね合わせ図の比較などにより、災害リスクの低減などの視覚化を行うことも考えられる。



(第5回地域危険度<火災危険度>ランク図)



(第6回地域危険度<火災危険度>ランク図)

図 東京都地域危険度測定調査における整備地域 (  ) の危険度の比較

(出典：東京都ホームページより)

<参考事例>

→6章(2-10~11)



<マップの重ね合わせ>



都市計画マスタープラン  
〈紙ベース〉

推定津波浸水域  
・延焼危険度  
・地震動・液状化  
・建物倒壊危険度  
・山・崖崩れ建物被害率  
〈紙ベース〉

津波による浸水リスクの高い地区における浸水・避難対策の取り組み推進(都市的土地利用を図る区域)

地震動・液状化被害率の高い地区における開発時の宅地・建物の耐震化の推進(新たな土地利用の可能性を検討する地区)

- 水門等開放時の浸水域   ■ 水門や防潮堤などの海岸施設が整備なしの浸水域   ■ 浸水深 0~0.5m   ■ 浸水深 0.5~1m   ■ 浸水深 1~2m   ■ 浸水深 2m以上
- 地域のほぼ全域が焼失する(延焼危険度ランク5)   ■ 地震動・液状化被害率25%以上   ■ 山・崖崩れ被害率20%以上
- 都市的土地利用の区域
- 自然的土地利用の区域

- 新たに都市的土地利用を推進する地区
- 新たな土地利用の可能性を検討する地区

図 都市計画マスタープランにおける土地利用の方針図と地震・津波に係る災害リスク情報(危険度)との重ね合わせ図の作成(静岡県沼津市におけるケーススタディ)

#### ④ 地区レベルの施策の検証

地区レベルの施策については、対象範囲が限定されていれば、地区内の最新の現況調査を実施し、防災まちづくりに関する施策の実施前後の比較を行うほか、複数の想定レベルに対応した災害リスク情報の比較や地区内の施設整備のレベルを段階的に比較できる重ね合わせ図を作成し、より具体的な施策の実施に向けた検討を進めていくことが可能である。

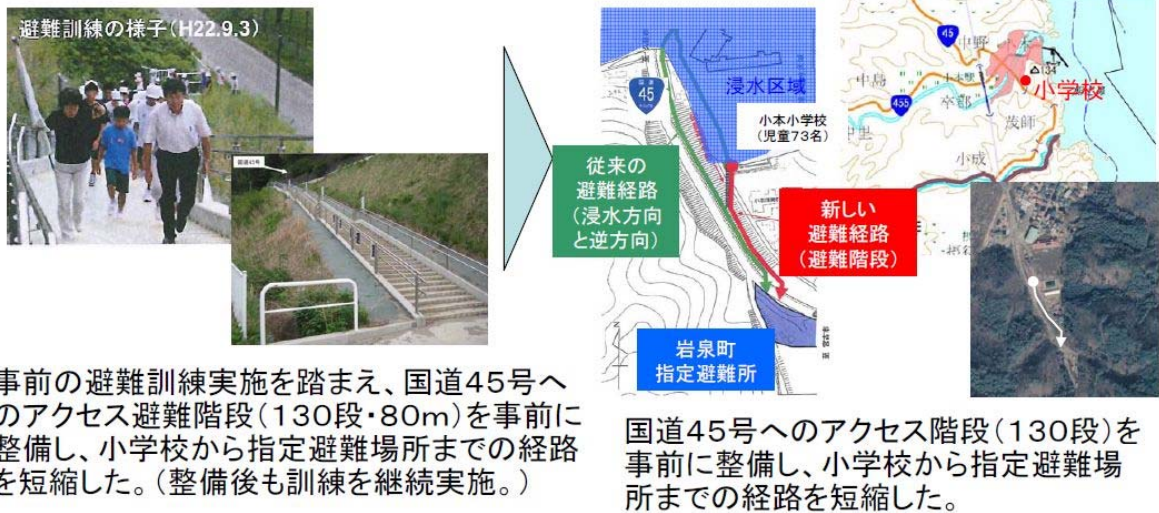


図 津波浸水区域図と従来の避難経路を重ね合わせて避難経路を整備した事例(岩泉町)

<参考事例>

→6章(2-21)



<マップの重ね合わせ>

- ・現地調査による土地利用現況図
- <紙ベース>
- ・航空写真 (GISデータ)
- ・道路台帳
- <紙ベース>

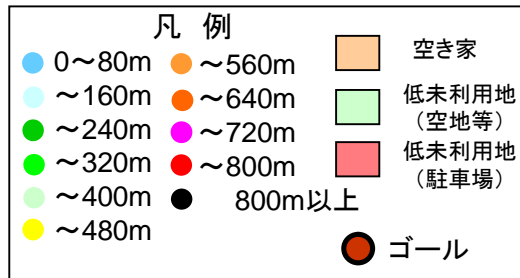
+

道路ネットワークを考慮した最終避難先までの距離 (時間)  
<GISデータ>



土地利用現況 (空き家・空き地等の低未利用地) と避難困難度の重ね合わせにより、避難経路沿道の老朽建物除却による、避難距離の短縮に寄与する効果を検証する

現状での避難困難度と土地利用の重ね合わせ



都市計画道路 (未整備) 沿道の老朽建物の除却を推進した場合の避難困難度と土地利用の重ね合わせ

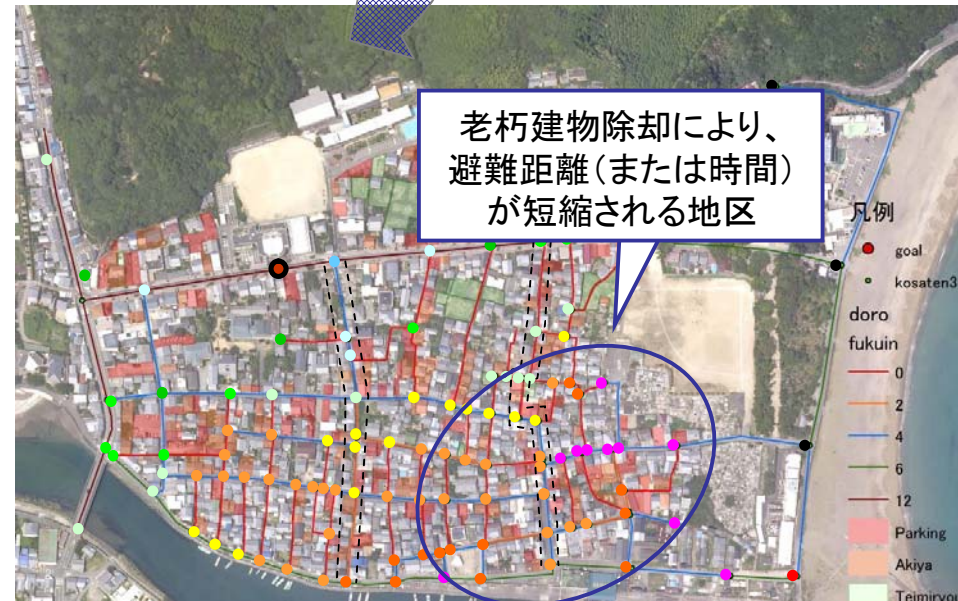


図 市街地整備のレベルを複数設定し、避難時間の改善に寄与する効果を比較検討 (徳島県美波町におけるケーススタディ)



## ⑤ 施策の効果検証方法について

### 1) 重ね合わせ図の更新による施策の対応状況の空間的な整理

新たな災害履歴の追加、市街地の状況の変化、公共施設の整備状況等、災害リスク情報と都市に関する情報の定期的な更新を行い、新たな重ね合わせ図として更新することで、施策の対応状況を時系列的に整理することができる。

### 2) 分かりやすい指標を用いた定量的な評価検証

重ね合わせ図だけでは、リスクが顕在する地区の空間分布を示すのみにとどまることがあるため、分かりやすいアウトカム（成果量）を示す指標を用いた定量的な評価検証方法を事前に定めておく必要がある。

#### 【アウトカム指標の設定例】

- 避難施設や防災拠点の整備率の検証（カバーエリアや充足率等）
- 物理的な効果を示す指標の設定（避難困難度（避難時間・距離等）の低減）
- 統計データを踏まえた実施効果の検証（例：地区の建物棟数・人口・世帯数等） 等

## (2) 防災都市づくり計画の策定

これまでの防災都市づくり計画は、主として市街地大火を念頭に置いた震災対策の観点から、独立した行政計画として地方公共団体において策定されてきた。しかしながら、対象とする災害リスクの性格上、計画を策定する地方公共団体が大都市及びその周辺都市に限られるなど、十分な展開を見ていない状況にある。また、計画を策定するための負担が大きい、災害リスク情報の分析に専門的な知見を要するなど、地方公共団体が計画策定に容易に着手できないといった阻害要因も存する。

そのため、(2) で述べた多様な災害リスクを念頭に置いた都市防災構造化のマスタープランとして一層の展開を図るため、以下のような柔軟な策定パターンを示す。

### ① 災害リスクに応じた独立した行政計画として策定するパターン

これまでと同様に独立した行政計画として策定する。その際、「震災対策編」、「水害対策編」、「津波災害対策編」等の多様なバリエーションが考えられ、地域が直面する災害リスクに応じて着手可能なものから着手する。計画は、必ずしも目次構成案に従って全てを一括して策定する必要はなく、例えば特定の災害リスク情報の整理とそれに対応する施策の整理を行うことから着手してもよい。また、対象区域の捉え方も行政区域単位でもよいし特定の地区単位でもよい。

#### 1) 防災都市づくり計画に定める基本的項目

防災都市づくり計画に定める基本的項目として、目次構成の例を次頁に示す。

ただし、当座、策定できる計画の範囲や掲載可能な施策が限定的で当初は、基本方針や短期的な取り組みに限定した施策にとどまる計画であったとしても、先ずは、そのような前提として防災都市づくり計画として大枠を整理し、今後の更新時期に課題整理や対応施策の充足を図りつつ記載を充実していく方法も考えられる。

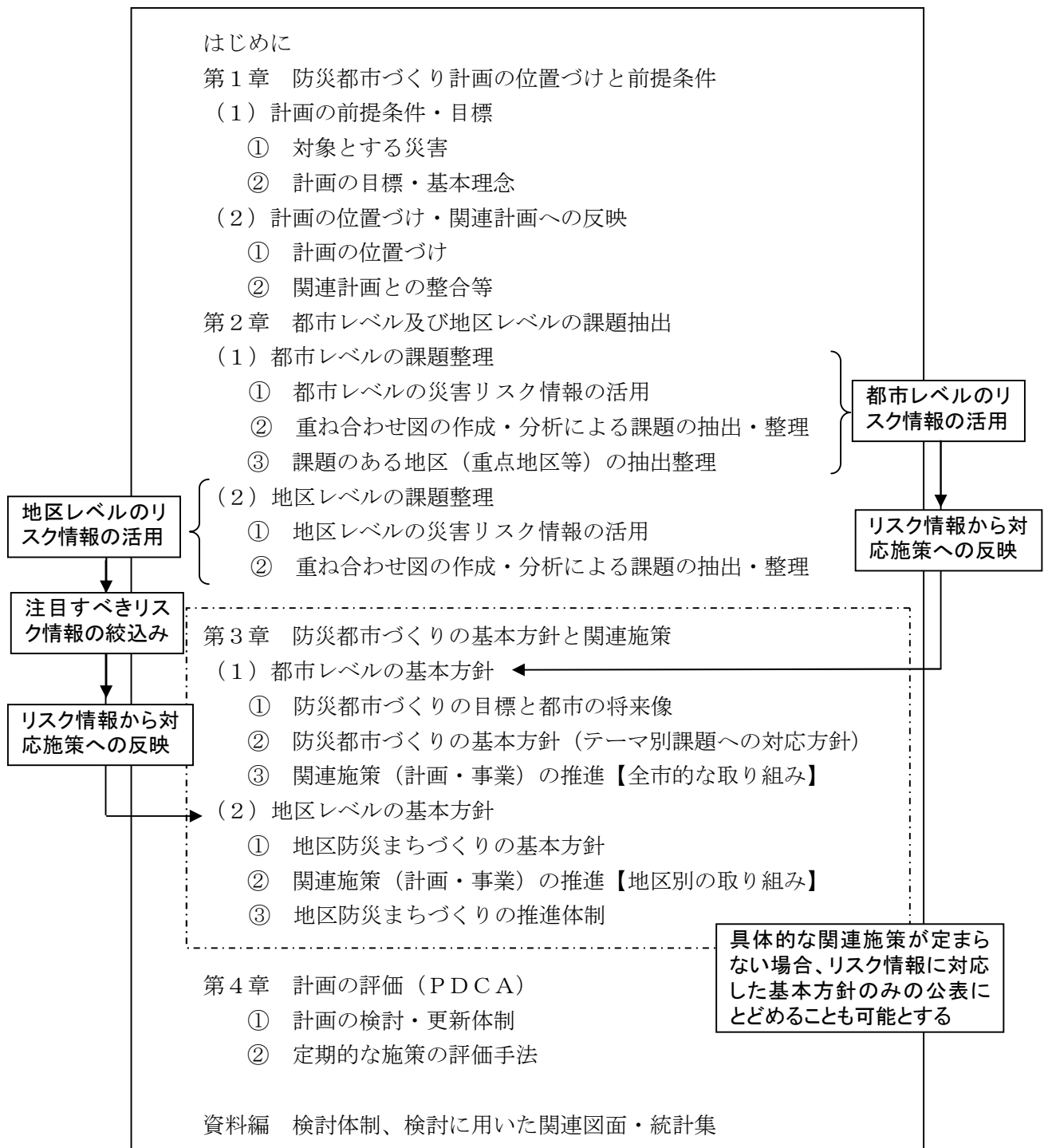


図 防災都市づくり計画の目次構成の例



## 2) 計画の前提条件・目標を定める

防災都市づくり計画の検討・作成においては、まずは、当該計画において前提とする想定災害やそれに対応した減災目標等を設定する必要がある。

想定災害については、地域防災計画等に定められた内容と整合を図り、減災目標や計画の理念については、防災計画に関するアクションプランやまちづくりに関する基本計画等に定めた目標・方針を参考にすることが考えられる。

## 3) 都市レベル及び地区レベルの課題を抽出し、都市の将来像や必要な施策を検討する

防災都市づくりにおける都市レベル・地区レベルの課題抽出や都市の将来像を検討する際には、以下の手順で情報を収集し、分析による課題抽出や対応施策の検討を進めていく。

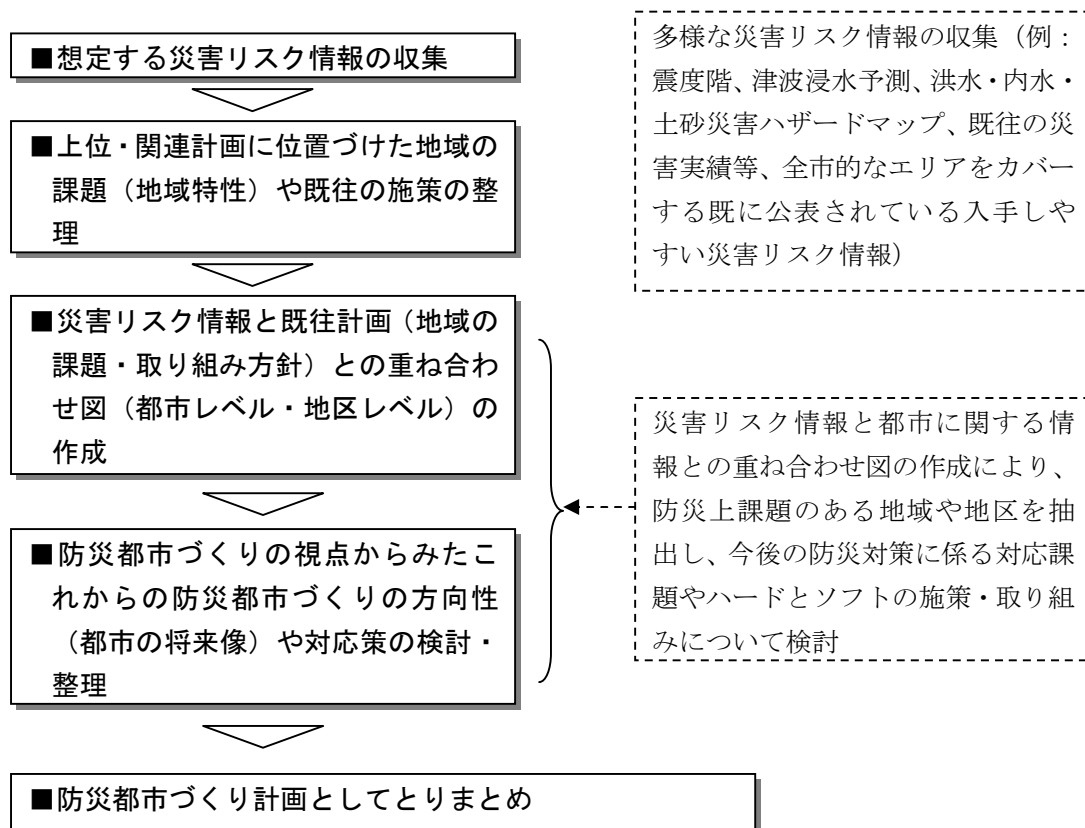


図 防災都市づくり計画の取りまとめ手順

## 4) 災害リスクを低減するために必要な施策の整理・検討

防災都市づくり計画は、都市計画課をはじめとする都市部局が策定を担当することから、対象とする施策は、都市部局が所管する計画・事業・制度を中心となると想定されるが、災害種別や災害リスク情報に対応した施策として、必要に応じて他部局の施策も含めて整理することが有用である。

都市部局や関連部局の防災都市づくりに係る施策一覧を災害種別及び対象レベル（都市レベル・地区～街区レベル）を踏まえて次頁に整理する。

表 防災都市づくりに係る施策一覧

施策 災害	空間整備を伴う施策(中長期的な施策) (都市計画、市街地整備、助成事業、開発・建替え・改修時の規制・誘導施策等)		災害時の円滑な避難や自助・共助の 推進等に資する施策 (短期的な取り組み)	
	(都市レベル)	(地区～街区レベル)		
水害	河川の流下能力の向上・下水道による雨水排除能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の河川(自治体所管区間)における流下能力向上対策(河川改修等)</li> <li>下水道施設整備(雨水浸透・排水・貯留施設)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難手段(避難先・避難経路)に係るサイン設置やハザードマップの作成</li> <li>洪水・内水ハザードマップの作成による浸水リスクの周知(浸水深)と避難所・避難経路の選定・周知</li> <li>許認可窓口(事前相談・建築指導)、分譲販売時における浸水リスク情報の提供と耐水化対策の指導・周知・啓発</li> <li>大規模水害時や短期間で急激な浸水深の上昇が予想される窪地や海拔ゼロメートル市街地における避難計画の策定等</li> <li>津波浸水リスクの周知(浸水深・浸水想定区域、避難困難区域)</li> <li>避難手段(標高・避難施設・避難先・避難方向及び時間・避難経路等)に係るサイン設置やハザードマップの作成等</li> </ul>	
	市街地における貯留浸透機能の向上・農地等の保水機能の活用・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発許可等の現行制度の活用等</li> <li>雨水貯留浸透施設設置に対する助成</li> <li>農地・緑地等の保水・透水機能の活用保全(田んぼダム利活用助成等)</li> <li>公園・校庭等における貯留施設の整備等</li> </ul>		
	建物等の耐水化	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の高床化、電気設備・備蓄等の高所への設置に対する助成</li> <li>災害の危険性が高い区域内の施策の推進(防水板の嵩上げ、地下設備の耐水化等)等</li> </ul>
津波	津波の外力の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>多重防御による外力の低減(都市施設等の配置)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域危険度の周知(倒壊危険度、火災危険度、避難危険度、液状化のおそれのある地域など)</li> <li>避難手段(一時避難場所・広域避難場所・避難経路)に係るサイン設置や防災マップの作成等</li> </ul>	
	建物の耐浪化	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険区域内の建物の構造上の制限(建築条例による制限)</li> <li>想定される津波の外力に耐えうる建物への改修に対する助成等</li> </ul>
地震	市街地大火の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の分節化(延焼遮断帯形成)</li> <li>建物の不燃化の推進(防火地域、新たな防火規制等の指定)</li> <li>消防活動等の防災拠点となる道路等の整備とネットワーク化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防利水(防災井戸、河川水、耐震貯水槽)、消火栓・街頭消火器等の確保・整備</li> <li>建物の不燃化の推進(不燃化助成、共同化助成、防災街区整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等)等</li> </ul>	
	建物等の耐震化	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の耐震改修に対する助成</li> <li>大規模造成地における宅地の耐震化に対する助成等</li> </ul>
共通	防災都市づくりに係る方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン等における都市の将来像(防災都市づくりの方向性)の明示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災カルテの作成等による各種災害リスクの周知</li> <li>防災まちづくりニュース等を介した地域の取組周知</li> <li>被災経験や被害実績等、地域からの災害リスク情報収集と行政からのリスク情報の提供による情報共有</li> <li>DCP:地域継続計画・地域協定等のルールづくり等の推進</li> <li>地域の要援護者、観光客、来街者、通勤通学者等への避難支援に係る情報収集・提供</li> <li>民間建物(事業所・住宅等)・公共施設(避難所)における備蓄の確保</li> <li>地域・行政参加による防災訓練等の啓発活動の実施等</li> </ul>	
	災害に強い都市構造の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例・要綱による民間開発時の制限・誘導等</li> <li>各種の災害リスクを考慮した区域区分変更等</li> <li>広域的な防災拠点の整備</li> <li>災害時要援護者施設等の適正配置等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>行政指導による民間開発時の制限・誘導等</li> <li>農地、低未利用地の活用</li> <li>防災広場、公開空地等の整備等</li> </ul>
	避難、初期消火を支援する個別施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路・避難地等の整備とネットワーク化</li> <li>バリアフリー基本構想(全体構想)における移動円滑化の位置づけ等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな避難先となる施設の指定・整備</li> <li>縦避難可能な建築設備の設置助成</li> <li>避難経路の整備(主要生活道路・区画道路・細街路の整備、行き止まり道路の解消)</li> <li>初期消火に資する設備機器の設置(耐震貯水槽、街頭消火器)</li> <li>未接道敷地の解消、倒壊・延焼のおそれのある老朽建物の除却、避難経路沿道のブロック塀の除却等に対する助成、地区計画・建築協定等による土地利用の制限(沿道建物の構造制限、壁面位置の後退、敷地面積の最低限度等)</li> <li>避難先、避難経路のバリアフリー化等の安全対策(重点整備地区等の基本構想・事業計画の位置づけ、市街地における移動等円滑化に係る基準に基づく整備等)</li> <li>建物内の安全な避難に資する共用部分の床面積の緩和(建築条例による倉庫・建築設備部分等の適用除外)等</li> </ul>

## 5) 上位・関連計画と関連・位置づける

防災都市づくり計画の策定に際し、都市部局内で整合を図るべき関連計画として、都市計画区域マスタープランや市町村都市計画マスタープランがあげられるが、そのほかにも防災計画（地域防災計画、地震防災戦略、津波防災地域づくりに係る推進計画等）や水害に強いまちづくり計画、その他上位計画・各種まちづくり計画等との整合を図りつつ相互に内容を反映させていくことが有用であり、防災都市づくり計画の実効性を高めていくことにもつながる。

また、防災都市づくり計画として独立した計画の検討策定が困難な場合においては、都市計画マスタープランの中で、掲載可能な範囲で同様の内容を示したり、また、防災都市づくりに係る課題と取り組み方針を簡単なリーフレットにとりまとめ、関連計画の公表時に併せて示す資料とすることも考えられる。

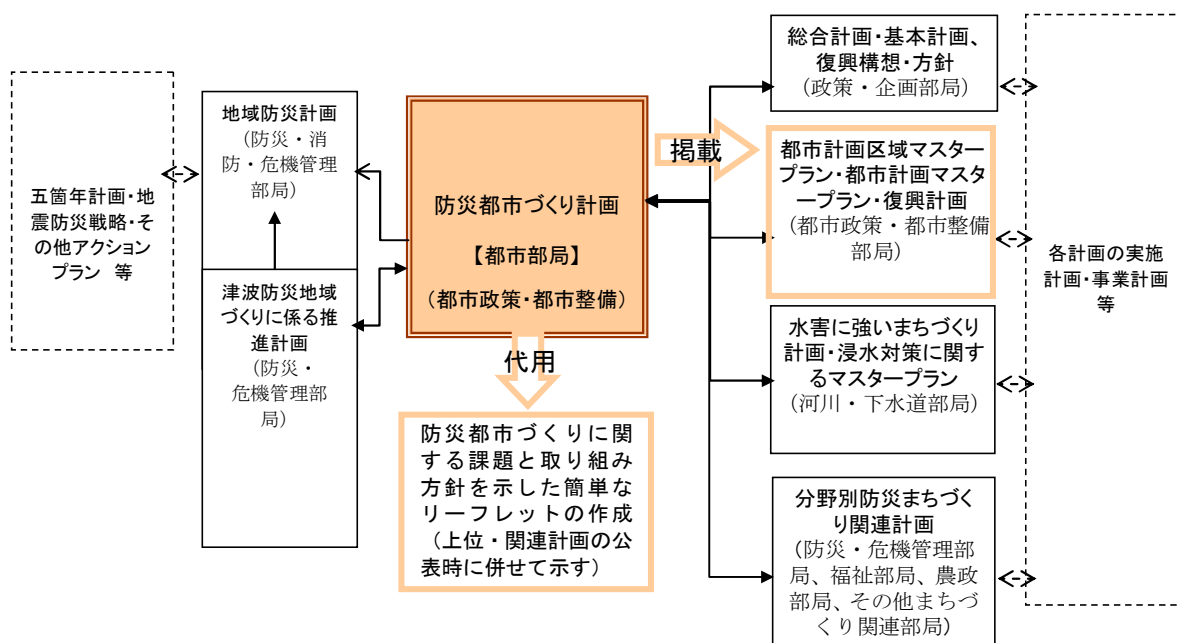


図 上位・関連計画や各事業と整合・反映を図る



防災都市づくり計画は、独立した計画とする場合、概ね以下の内容で構成する。また、都市計画マスタープランの中に掲載する場合においても、防災上の課題や基本方針、対応施策・取り組みを示していく必要がある。

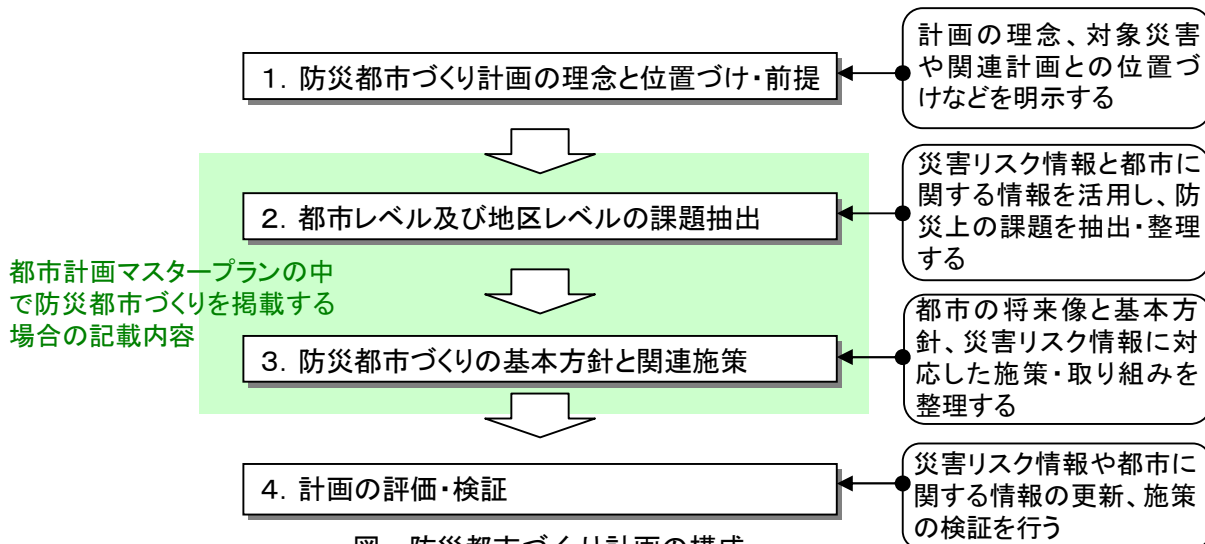
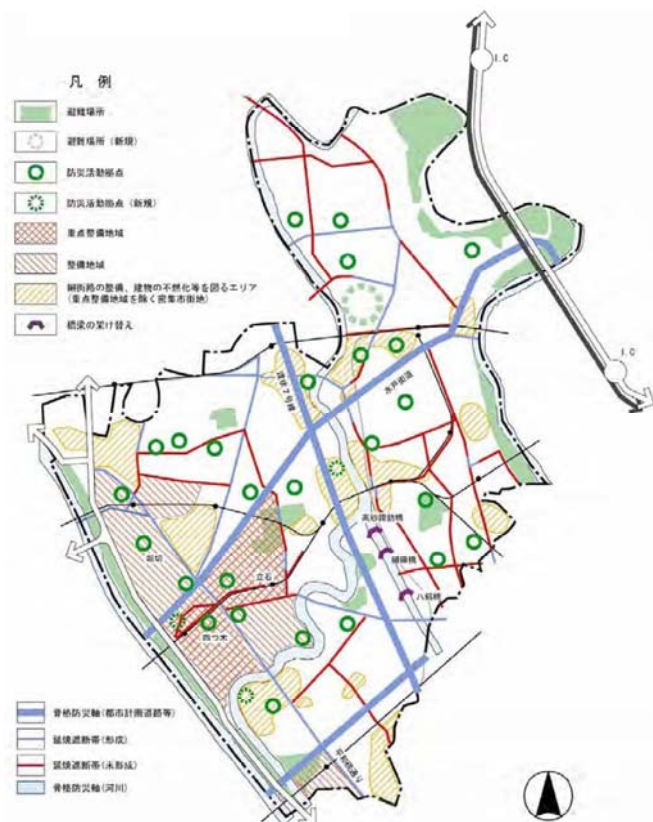


図 防災都市づくり計画の構成

安全まちづくり方針図（震災）



安全まちづくり方針図（水害）

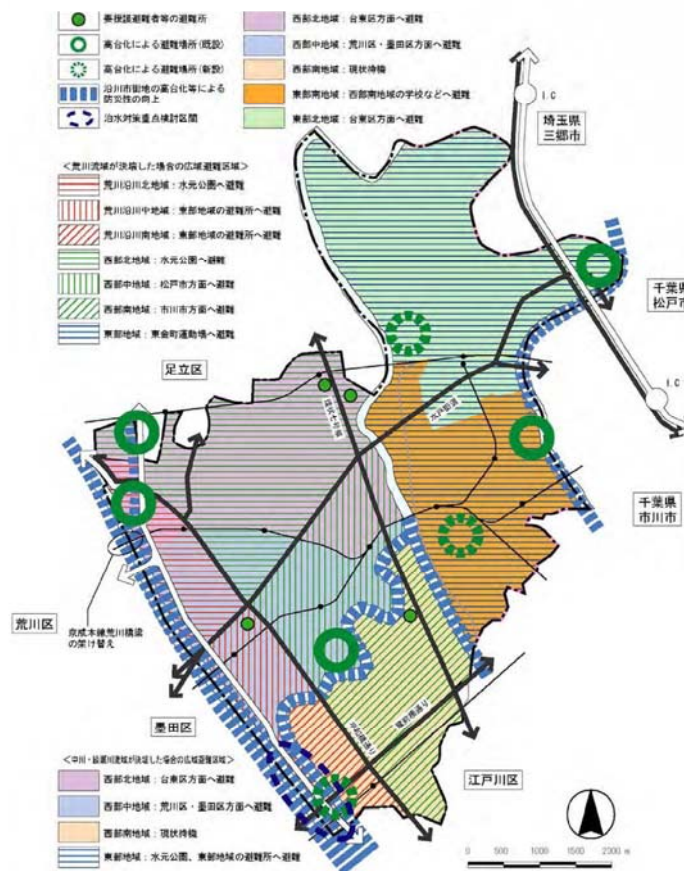


図 都市計画マスタープランの分野別方針（安全まちづくりの方針）として、震災・水害に係る方針図を示した事例（東京都葛飾区）  
（出典：葛飾区都市計画マスタープランより）

② 都市計画マスタープラン等における都市防災に関連する記述に反映するパターン

地方公共団体によっては、独立した行政計画として策定することが難しい場合も考えられる。そのような場合には、市町村マスタープランや都市計画区域マスタープランにおいて防災面からみた都市像や都市防災関連施策を既に提示している場合があり、それらの記述の充実を図ることをもって「防災都市づくり計画」を実質的に策定したとみなすこともできる。

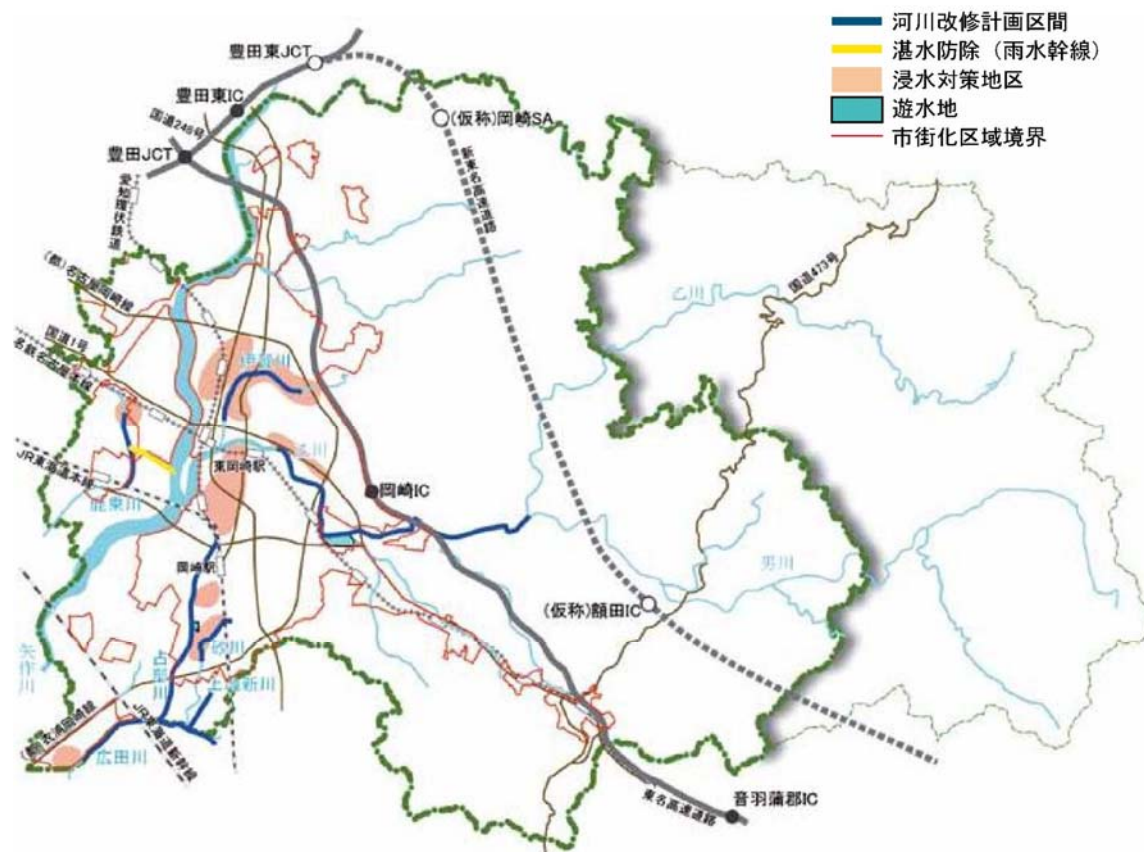


図 都市計画マスタープランの全体構想・方針図における「浸水対策地区」の位置づけ・反映（愛知県岡崎市）  
（出典：岡崎市都市計画マスタープランより）

### (3) 防災都市づくり計画の検討体制

#### ① 部局間で相互に必要な情報についてリクエストを行う

都市部局が保有する都市に関する情報は、他部局にとっても課題抽出や施策・取り組みの検討に用いられる重要な情報であることが多い。都市部局から他の部局に災害リスク情報や都市に関する情報の提供をリクエストする際には、分析結果から副次的に得られる成果などがあれば、提供元の部局に還元可能であることもPRすることで、庁内の協力関係を強化することができる。

#### ② 横断的な検討・協議体制をつくる

都市部局が行う災害危険度判定調査や各種シミュレーションの実施段階においても、統計データや施設現況データの収集過程において、関係部局と連携が必要となる場面がある。このような調査段階から、関係部局が保有する災害リスク情報を早期に収集し、様々な災害を想定した課題抽出ができるよう、庁内連絡調整を円滑に行える検討・協議組織を立ち上げておくことが必要である。

また、都市部局が行う防災都市づくり計画や都市計画マスタープラン等の策定段階においても、当面の短期的取り組みから中長期的な取り組みに至るまで、関係部局と連携が必要な総合的な施策検討が行えるように、災害危険度判定調査や各種シミュレーション実施時の検討・協議組織を発展させて、継続的に運営できる体制づくりを行うことが重要である。

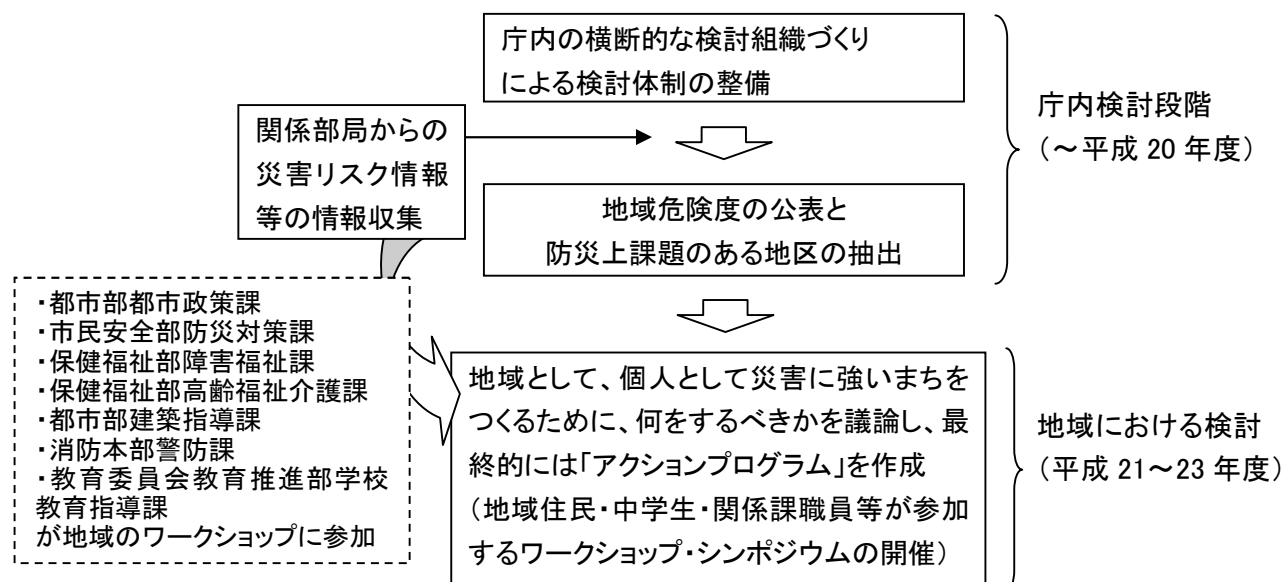


図 災害危険度判定調査にかかる協議検討体制と庁内・地域における検討経緯(茅ヶ崎市)



### ③ 既往事業の活用

災害危険度判定調査は、都市防災総合推進事業の補助対象となっており、調査に併せて、対応する施策をとりまとめ、防災都市づくり計画を策定していくことができる。

#### 都市防災総合推進事業

(社会資本整備総合交付金／地域自主戦略交付金の基幹事業)

##### ○災害危険度判定調査

###### [目的]

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にして、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

###### [交付対象]

建物倒壊や火災の危険性、消防活動・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査

###### (対象地域)

大規模地震発生の可能性の高い地域、三大都市圏の既成市街地等、政令指定都市、道府県庁所在都市、D I D地区

###### [事業主体]

都道府県、市町村 等

###### [交付率]

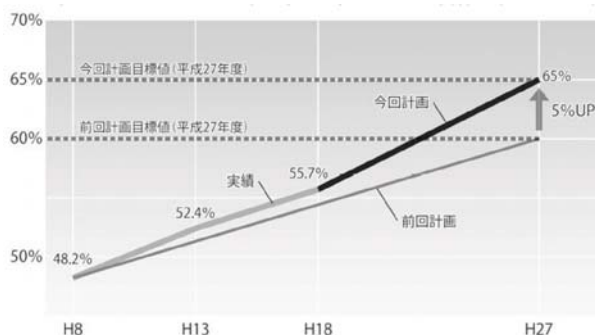
1 / 3

###### [その他]

補助限度額なし

### ④ 継続的な計画の更新・反映

防災都市づくり計画は、都市計画マスタープラン等と同様に、災害リスク情報の更新や市街地状況の変化、施策の見直し等に応じて、継続的に更新・反映を行っていくものとする。



・東京都においては、平成7年度に「防災都市づくり推進計画」(平成15年度改定)を策定。

・計画に基づき事業や規制誘導策を重点的に実施してきたことにより、不燃領域率が平成8年から18年までの10年間で8パーセントポイント上昇するなど、市街地の防災性が着実に向上している。

・この結果を踏まえ、平成22年の改定の際には、これまでの目標を5パーセントポイント上回る目標を設定している。

図 防災都市づくり推進計画(東京都 H22年1月)における  
不燃領域率の進捗管理

(出典：東京都 防災都市づくり推進計画・整備プログラムより)